

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

1 風水害

丹波篠山市及び周辺の丹波地域は、兵庫県の中でも自然災害の少ない地域であると言われているが、台風をはじめとする暴風雨や豪雨等による風水害には幾度となく見舞われて、過去においても橋梁流失やため池の決壊、土砂災害や浸水被害などが起きている。しかし、近年では河川改修や砂防事業などによりハード事業が進み環境整備が整ってきているものの、全国的また市内においてもすべてが整っているとは言えない。

また、近年における気象の異常による豪雨災害や台風の多発からもいつどこで災害が起きてもおかしくない状況となっており、丹波篠山市においては令和3年に市のハザードマップを、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）および千年に一度の想定雨量に対応した浸水想定区域の追加を行ない、全面改定した。

あらためて平常時からハザードマップを確認した中で、いのちを守るための行動の大切さが重要となっている。

〔丹波篠山市地域防災計画（風水害等対策計画）〕

2 地震

兵庫県が県内において大きな影響があると予想される地震による被害を想定したもののうち、丹波篠山市に大きな被害の影響があるものは、御所谷断層帯地震による市内最大震度6強および南海トラフ地震による市内最大震度5強となっている。

特に御所谷断層帯地震における被害想定は、死者26人・負傷者195人・建物被害による避難者数2,507人、建物被害の内全壊が425棟・半壊が3,197棟となっている。

このため丹波篠山市においては、日頃からの備えとして昭和56年5月31日までに着工した住宅に対する耐震診断や備蓄物資の備え、地域や学校などを通じての防災訓練・防災学習などを行い、平常時からの災害に対する備えの取り組みを市民と一緒に実施している。

〔丹波篠山市地域防災計画（地震災害対策計画）〕

3 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周年で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

また、COVID-19のように国民の大部分が免疫を獲得していない新たな感染症の全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,668人
- ・ 小規模事業者数 1,327人

【内訳】

業種		商工業者等数
商工業者	建設業	244
	製造業	247
	卸売・小売業	525
	飲食・宿泊業	202

	サービス業	228
	その他	222

(出典元：総務省・経済産業省「平成 28 年経済センサス 活動調査確報」)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ①丹波篠山市地域防災計画の策定
- ②防災訓練の実施
- ③防災備品の備蓄
- ④防災マップの作成及び全戸配布による災害・避難情報の周知
- ⑤丹波篠山市防災会議の開催
- ⑥丹波篠山市新型インフルエンザ等対策行動計画
- ⑦防災行政無線等の整備
- ⑧広報やデカンショ防災ネットなどによる啓発活動

2) 当商工会の取組

- ①事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ②災害時における市内事業者の被害状況確認と市・県民局への報告
- ③事業継続力強化計画策定に係る講習会の開催

II 課題

- ・市内事業者等が当地域における災害・感染症リスクに対する現状把握ができていない。
- ・当商工会と当市との間に緊急時の取組についての具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・平時、緊急時の対策を推進するノウハウを持った人材が不足している。
- ・保険、共済に対する助言を行える職員が不足している。

III 目標

- ・市内小規模事業者に対し災害・感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時速やかな復旧支援策が行えるよう、組織内における体制、当商工会と当市及び関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・当商工会事務局内に防災担当者を設置する。
- ・平時の巡回や窓口指導の際、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、事業者に対し自然災害等のリスクに対応した保険・共済に対する助言を行う。
- ・小規模事業者の事業継続力強化のための支援を行うとともに、職員の支援能力を高める。

【成果目標】

商工業者数	小規模事業者数	事業年度	策定目標（事業者数）	
			BCP	事業継続力強化計画
1,668	1,327	R4	2	5
		R5	2	5
		R6	2	5
		R7	2	5
		R8	2	5

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当市が役割分担、体制を整理し連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当商工会では、多発する自然災害や感染症の流行など、日々の様々な経営上のリスクから小規模事業者を守り事業継続を支援する。
- ・巡回経営指導時に市の作成した防災マップ等を用いながら、事業所立地に応じた災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入促進等）について説明する。
- ・会報、WEBサイトを活用し、国・県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要等を年1回周知する。まずは会員企業から、2年目からは会員企業以外にも紹介していく。
- ・年間を通じて巡回指導時に小規模事業者に対し、事業者BCP（簡易な計画も含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
  - ・BCP（簡易な計画も含む）に関する専門家による小規模事業者に対する普及啓発セミナーを年1回開催する。
  - ・BCP（簡易な計画も含む）に関するチラシ又はパンフを1,700部作成し配布する。（隔年）
  - ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身のBCP計画の作成

- ・当商工会は令和4年3月までに事業継続計画を作成予定。

3) 関係団体等との連携

- ・兵庫県共済協同組合や東京海上日動火災保険㈱と連携を図り、会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する。

4) フォローアップ

- ・管内小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・当商工会と当市による丹波篠山市事業継続力強化支援会議を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当市が行う定期防災訓練（年1回）の際に、被害状況の情報共有体制を確認する。

### < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後2時間以内に職員の安否確認と周辺の被害報告を行う。

- ①SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否確認。
- ②大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）などを当商工会と当市で共有。

- ③国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ④感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発信された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例)

職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。など。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当商工会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：丹波篠山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

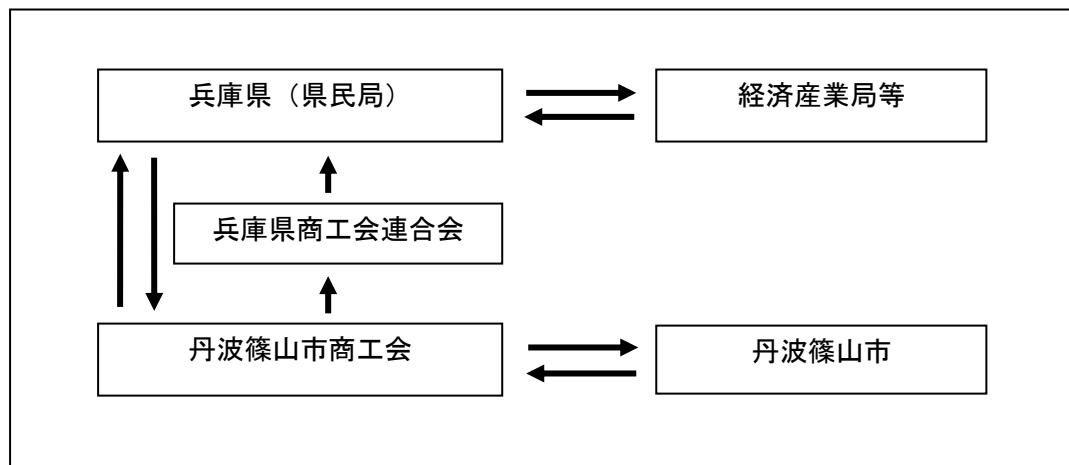
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、市内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを以下のとおり構築する。
  - ①自然災害等発生時は、商工会役員を通じて、まず電話にて被害額や被害実態を確認する。
  - ②被害状況が甚大な場合は、経営指導員が当該地域の被害額や被害実態を直接確認する。
  - ③二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
  - ④当商工会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法

について、あらかじめ確認しておく。

⑤当商工会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当商工会又は当市より県(窓口は県民局)へ報告する。

⑥感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当商工会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当商工会又は当市より県へ報告する。



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する(当商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や都道府県、市町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を兵庫県商工会連合会及び近隣商工会に相談する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

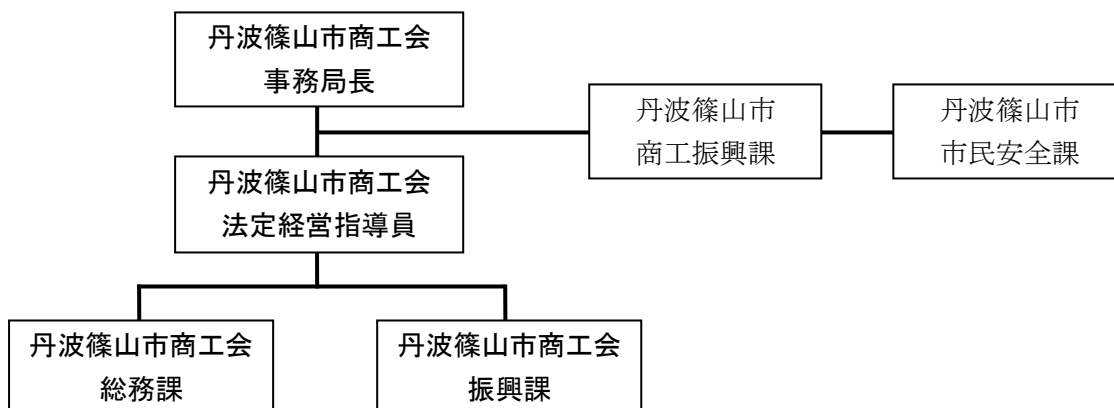
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(3年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 北島篤(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会

丹波篠山市商工会 総務課  
〒669-2331 兵庫県丹波篠山市二階町 58-2  
TEL : 079-554-1678 FAX : 079-552-2531  
E-Mail : ci-office@shoko.sasayama.jp

②関係市町

丹波篠山市 商工振興課  
〒669-2397 兵庫県丹波篠山市北新町 41  
TEL : 079-552-1111 FAX : 079-552-5665

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
必要な資金の額	450	350	450	350	450
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣費	250	250	250	250	250
・チラシ・パンフ 作成費	100		100		100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、丹波篠山市補助金、兵庫県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
名 称：兵庫県共済協同組合 所在地：兵庫県神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 代表者：理事長 上枝晶夫	名 称：東京海上日動火災保険株式会社 所在地：兵庫県西脇市西脇 951 代表者：支社長 牛丸晋
連携して実施する事業の内容	
①会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する	
連携して事業を実施する者の役割	
①会員事業所の要請に応じて、各種災害リスクに対応した補償や共済加入について説明する ②必要な補償内容の共済・保険の契約を締結する ③有事に補償を行う	
連携体制図等	